

—“ふるさとちば”のための政策推進を◆



なげたば光県議会リポート

発行／自由民主党千葉県議会議員会

〒260-0855 千葉県中央区市場町2番13号 電話043(227)7411

児童虐待防止条例を提案・可決



児童虐待防止条例案の提案理由説明する武田県議

このように、全国で児童虐待による痛ましい事件が相次いで発生しています。児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待など、いずれも多くの家庭内で起こっていることから、発見することが難しく、小さな予兆を見逃さない

加しており、全国第4位とい
う厳しい状況にあります。

では県行政としての義務を明確化し、児童虐待防止法による努力義務の一部を義務化したことです。

また市町村や関係機関との取り組みへの支援や、児童相談所の体制整備、関係団体や里親、児童養護施設等との一層の連携、教育現場に

針を明確にするためこの条例を制定したいと考えます。議員各位におかれましては、本条例の趣旨をご理解いただき、よろしくご賛同いただきますようお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

12月県議会初日に登壇

若手県議の中でも政策通として評価の高い流山市選出の3期目、武田正光（たけだ・まさみつ）県議は、12月定例県議会初日の本会議場で、議員自らが条例案を作成し、議会に提案する議員発議案として「千葉県子どもを虐待から守る条例」の提案理由説明を行いました。武田県議は、自民党の児童虐待防止対策プロジェクトチーム（ＰＴ）の副座長として同条例案を中心的に取りまとめたもので、条例案は議会最終日に賛成多数（「社民・市民ネット・無所属」のみ反対）で可決・成立しました。

提案理由の趣旨説明

発議案第1号「千葉県子どもを虐待から守る条例」の制定について、提案者を代表して趣旨説明をさせていただきます。

趣旨説明

PTを立ち上げ

さらなる取り組みを進めていく必要があります。

おける児童生徒に対する教育的取り組みの推進、母子保健との連携による虐待案の発生予防と発生後の適切な対応、社会的養護の充実を条例上明記し、オレッキ千葉県で児童虐待の防止を図ることとしています。

武田県議は、12月議会の一般質問にも登壇し、(仮称)三郷流山橋の1日も早い完成を強く要望し、県は用地取得した個所では、昨年10月末から文化財調査を実施、12月から整地工事に着手したことなどを明らかにしました。一般質問の主な質疑は2面で特集しました。

児童虐待防止対策プロジェクトチームの主な活動

平成27年	7月	三重県庁訪問／NPO法人・CAPNA(愛知児童虐待防止ネットワーク)訪問／名古屋市役所訪問
	8月	千葉県内児童養護施設3カ所訪問／千葉県内乳児院2カ所訪問／中央児童相談所はじめ県内全児童相談所を手分けして訪問／千葉県児童福祉施設協議会、千葉県里親会と意見交換
平成28年	9月	有識者を招いての講演会開催
	10月	千葉県子ども病院訪問
平成28年	2月	静岡県里親家庭支援センター訪問／大阪市子ども相談センター訪問／大阪府庁訪問
	7月	千葉県児童福祉施設協議会、千葉県里親会との意見交換
平成28年	10月	「千葉県子どもを虐待から守る条例(案)」パブリックコメント募集開始
	12月	定例県議会に議案として上程・賛成多数で可決、成立

●流山市や県政のご相談、ご要望をお聞かせください
たけだ 正光 県議 〒270-0163
事務所 流山市南流山4-1-8-1105
TEL.04-7159-0518 FAX.020-4666-1033

ホームページ たけだ正光 検索

